

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011 ～ 2012

課題番号：23730011

研究課題名（和文）

司法と福祉の連携・ネットワーク構築の要因に関する研究

研究課題名（英文）

A Study of Networking: Legal and Social Welfare Collaboration

研究代表者

吉岡 すずか (YOSHIOKA SUZUKA)

名古屋大学・大学院法学研究科・特任准教授

研究者番号：60588789

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、支援の現場で法律専門家と福祉専門職者との連携がいかんして形成されるのか、それが維持・再生産されるのはどのような条件が必要かを探ることにある。交付申請書の計画にもとづき、司法過疎地および都市部において、行政や民間支援団体等の支援職者らからなる支援ネットワークについて観察・聞き取り調査を実施した。その結果、連携の実践に関する諸類型および構造について一定程度の整理を行うことができた。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to find out how legal and social welfare specialists collaborate and what is necessary to maintain a collaborative relationship. In addition, this research investigates the factors which influence the initiation, sustenance and reproduction of the collaborative environment.

Accordingly, the researcher conducted quite a number of interviews including observations of the interactions in both legally depopulated area and urban centers.

As a result, patterns of collaborative interactions were established which allowed us to diagram the structure of how the network is initiated, nurtured, disappears, reappears, morphs and develops which should open the door to further research into classification in this field.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：基礎法学

科研費の分科・細目：法社会学

キーワード：法的支援・司法と福祉・連携・ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

今日の社会においては、トラブルの当事者たる個人は、その解決のため、多くの場合、法的・専門的助言を得ようと努力する。法的支援とは、かかる努力に応じて、法によって提供される、多かれ少なかれ専門性をもった助力や助言である。法システムとは、地域社会において、このような法的支援を供給する能力に応じて、評価されうると言えよう。法的支援は、最終的には裁判所に代表される公

式法システムによって供給される。しかし、トラブルに直面する地域の人々にとって重要なのは、弁護士、司法書士、行政書士等の法専門職により主として提供されるサービスである。これらのサービスは、トラブルの当事者による支援等の探索を機縁とし、また事件を基盤とする法的支援供給である。また、これらの司法専門職的サービス供給にならないで、地域社会の資源として提供される専門的あるいは非専門的支援もまた重要である。

わが国では行政的主体によって提供される法的支援供給が充実していると言われている。これらは、地方自治体の各種相談、民生委員、人権擁護委員、消費生活センター等によって提供される。これらの主体は、弁護士等による中核的な法的支援供給者へのアクセス情報を提供し、また、時には、簡易な仕方でも法的支援に関する情報を提供したり、自主的な仕方でもトラブルを解決するための独自の支援を行う。日本司法支援センターは「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」という総合法律支援の理念にもとづき、2006年に国の全額出資により設立されたが、地域社会のさまざまな法的支援供給者との連携を重視している。総合法律支援法第30条1項1号で情報提供業務が、同1項6号で連携の確保・強化業務が規定されたことは、これまで弁護士会、地方自治体、警察等で縦割りに行われてきたものについてネットワーク化が可能となったということの意味するということでも画期的である。

ところで、わが国では、地域社会において法律専門家が果たす役割がこれまで十分に検討されてこなかった。司法改革の一つの理念たる総合法律支援の実現を念頭におくとき、法律専門家によって提供される中核的な法的支援供給のみならず、行政あるいは地域に基盤をおく民間的団体によって担われ、いわゆるADRに属するような周縁的な法的支援供給にも広く目を向け、地域における法的支援供給の社会制度を解明することが不可欠の作業となる。

2. 研究の目的

高齢者や障がい者など社会的弱者が抱える問題は、社会生活を送る上で生じる複合的要因が絡み合っており、異なる領域の専門家が協働して対処することで初めて実質的な解決に結びつくものであるが、顕在化したトラブルには法的解決を可能とする弁護士による専門的支援が不可欠である。わが国では、社会的弱者救済のためのセーフティーネットに司法による支援が組み込まれていないということが長年指摘されてきた。このこと背景について推測されるのは、一般的に弁護士への敷居が高いということ、そのため支援の現場においても弁護士との連携が期待されつつも契機が掴みにくいということ、反対にサービスを供給する側の弁護士からは、私業であるために採算性の低い事案について充分対応することが現実として難しいということである。しかし、何故に司法と福祉を架橋する困難が生じるのか、実態については殆ど明らかにはなっていない。日本司法支

援センターの常勤弁護士（以下、スタッフ弁護士）は、2006年に初めて誕生した給与制の勤務弁護士制度であるが、地域内に存在するさまざまな相談・医療・行政機関との連携関係を積極的に構築し、事案の総合的解決を図ろうという試みが全国的に広がりつつある（吉岡すずか2010）。また、日本司法支援センターは、こういった取り組みを組織的にスタッフ弁護士の役割として位置づけようとしている。他方で、これらの関係機関との連携を構築する実践は、地域におけるネットワーク活動ということが可能であり、例えば司法過疎地である場合の実践と都市部でのそれとは異なるものである。スタッフ弁護士は通常3年任期交替制であるため、日本司法支援センターが関係機関との連携をその役割として位置付けるのであれば、連携体制の維持・継承についていかに対応していくかのスキーム策定が迫られる。日本司法支援センターが組織的な体制を整備するにはさまざまな地域における実践の把握と解明が急務である。

3. 研究の方法

調査対象地を数日間訪問し、司法サービス側は各地のスタッフ弁護士、事務所職員、ジュディケアの弁護士、弁護士会を対象として聞き取りを行うこととした。対して、福祉行政サービス側は、地方自治体で相談業務に従事する職員、ケースワーカー、地域包括支援センター関係者、社会福祉士、保健士といった人々から聞き取ることにした。

本研究の調査においてヒアリングする内容は、各地域での支援ネットワーク活動の実態を中心として、スタッフ弁護士の赴任による変化、スタッフ弁護士がネットワークで果たしている役割等について集中的に聞き取ること目標とした。その際、既に構築されたネットワークのみならず、顕在化していない（＝部分的に形になりつつある）ネットワークについても調査対象とすることとした。さらに、スタッフ弁護士の任期満了による人員交代によって、連携の仕方によどのような変化が生じているのか/いないのか、ネットワーク構造の変容についても、双方から聞き取り実態を把握する。

一方で、ネットワークの維持・再生産にかかわる要因については、弁護士や関係機関が苦勞している点を中心に聞き取り、背景にあるものについて考察することを計画した。また、支援職それぞれの立場からの異業種連携に対する問題意識や、構築された支援ネットワーク構造ののぞましい継承の在り方についてもそれぞれ意見を聞き取り、ネットワークを阻害する要因について探求することを計画した。

訪問調査に併行して、当該研究に関連する統計的資料についても収集することを計画した。また、書籍、法律雑誌等の媒体におけるスタッフ弁護士の活動報告、全国レベルや地域ブロックレベルにおいて定期的に開催されている経験交流会等の資料を参照しつつ、訪問調査結果を精査することを予定した。

4. 研究成果

平成 23 年度は、交付申請書の計画にもとづき、連携の実践を数多く行っている法律専門家からの個別聞き取りを複数実施し、多くの事例を収集することを実施した。また、司法過疎地および都市部において、行政や民間支援団体等の支援職者らからなる支援ネットワークについて観察を含む聞き取り調査を実施した。ヒアリングの内容は、各地でのネットワーク活動の実態を中心として、スタッフ弁護士の赴任による変化、スタッフ弁護士がネットワークで果たしている役割等について集中的に聞き取ることを目指した。その際、既に構築されたネットワークのみならず、顕在化していない（＝部分的に形になりつつある）ネットワークについても確認し、可能な限り調査対象とした。

さらに、スタッフ弁護士の任期満了による人員交代によって、連携の仕方にどのような変化が生じているのか、あるいはいないのか、ネットワーク構造の変容についても実態の解明を試みた。具体的には、継続して調査していた対象の中から、法律専門家の人員交代があった事務所等を選定し、訪問調査を実施した。そこでの聞き取りの内容は、異業種との連携において新任者が直面している課題、試みている工夫等を質問することを中心に進められた。同時に、前任の法律専門家と連携していた福祉職者らにアクセスし、法律専門家交代による連携活動の変化の有無を中心に聞き取ることを行った。

一方、ネットワークの維持・再生産にかかわる要因については、弁護士や福祉関係機関が苦慮している点を中心に聞き取り、記述説明を行うとともに、背景にある要因について考察を試みた。また、支援職・プロフェッション各自の立場からみた異業種間連携活動をめぐる問題意識や構築された支援ネットワーク構造ののぞましい継承の在り方について、意見を聞き取り、ネットワーキングを阻害する要因についても記述説明を行った。

さらに、訪問調査に併行して、関連する統計的資料の収集も実施した。さらに、書籍、法律雑誌等の媒体におけるスタッフ弁護士の活動報告、全国レベルや地域ブロックレベルにおいて定期的に開催されてきた経験交流会等の資料を参照しつつ、訪問調査結果を精査した。さらに、海外における多種士業の

連携（MDP）に関する研究について文献調査を実施し、調査の記述説明において参照した。

最終年度にあたる平成 24 年度も、交付申請書の計画にもとづき、これまでに得られた連携の実践に関する知見を補完するため、形成された連携構造の変容を探ることとし、過去に調査を実施した司法過疎地において追跡的調査を実施した。

年度末にかけて、本研究において収集したすべてのデータを精査し、とりまとめを行った。その結果、収集した司法と福祉職者の連携活動を諸態様別に類型化することが一定程度できた。また、個別の相互作用からなる支援のネットワーク構造について一定程度把握することができなかった。

本研究を通じた最大の成果は、異なる地域および法律専門家によるさまざまな連携活動事例を収集したことによって、連携活動の諸態様（パターン）、時間による段階的変容、フローの流れの変化等について一定程度類型化し整理することが可能となったことにある。

また、連携を促進する意義および効用について、本研究着手前より厚みのある記述説明が可能になったことも大きな成果の一つである。これは、法律専門家のみならず、福祉職者を対象として異業種連携のもたらすメリットについて聞き取り、成功・不成功事例を収集したことにより達成できたと考えられる。

本研究への今後の課題としては、トラブル類型別の連携活動についてのさらなる実態把握、また、連携活動のフローが双方向となる要因の探求、さらには、異業種間連携を促進することにより考えられる問題や懸念等（おもに倫理問題）についての考察が必要であると考えられる。

以上、本研究において得られた知見は、下記の学会発表にて随時発表を行い、論文及び書籍にて公表を行った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

1. 吉岡すずか「弁護士の職域 他士業との協働の実践から」査読有り、法社会学 76 号 205-218 頁、2012 年。

2. 太田晃弘・長谷川佳子・吉岡すずか「常勤弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性」査読なし、総合法律支援論叢第 1 号、104-145 頁、2012 年。

〔学会発表〕（計 3 件）

1. 吉岡すずか「“アウトリーチ”の現状と課題 法テラスの実践を中心に」日本法社会学会，2013年5月11日，青山学院大学。
2. 吉岡すずか「弁護士の職域—他土業との協働の実践から」日本法社会学会，2011年5月8日，東京大学。
3. 吉岡すずか「法的支援と地域ネットワーク 法律専門家と支援職者の連携調査から」司法アクセス学会，2011年12月10日，弁護士会館。

〔図書〕（計1件）

1. 吉岡すずか，信山社，『法的支援ネットワーク』，2013年，228頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉岡すずか (YOSHIOKA SUZUKA)
名古屋大学・大学院法学研究科・特任准教授
研究者番号：60588789

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし